

『初學簡徑』：ナポリ版『中国語官話文法』

西山美智江

0. はじめに

1835年ナポリの文華書院で中国語の文法書が印刷された。ラテン語の書名は *Grammatica linguae Sinensis*、中国語の書名を『初學簡徑』と言う。

文華書院とは、ナポリ出身のイエズス会宣教師マテオ・リッパ *Matteo Ripa*, 1682-1745 が 1732年にイタリアのナポリに創設した学校である。マテオ・リッパは 1710年に来華後、北京で康熙帝に仕え、康熙帝の死後、1724年にイタリアに帰国。帰国の際に4人の中国人クリスチャンを帯同した。文華書院は、彼ら中国人に西洋式教養とキリスト教の教義を教えることと、イタリア人を中心とするヨーロッパ人に中国語を教え、中国宣教のための人材を育てることの2つを目的としていた。文華書院は清末まで活動を続け、130年間で360名の卒業生を生む。1868年に中華書院に変更。今のナポリ東方研究学院 *Instituto Universitario Orientale di Napoli* は中華学院の後身である。

『初學簡徑』は、フランシスコ・バロ著の中国語文法書『中国語官話文法』の第二版とされる。スペイン出身のドミニコ会宣教師フランシスコ・バロ *Francisco Varo*, 1627-1687 は、1649年に来華後、福建省福安及び福州を中心に宣教活動を行った。中国名は萬濟国。1687年福州にて死去。バロは中国滞在中の1682年に中国語の文法書を執筆している。書名を *Arte de la lengua mandarina* (以下『中国語官話文法』とする) といい、カスティリャ語(スペイン語)で書かれた。新任宣教師のためのこの文法書はよほど評判がよかったのか、2年後の1684年にはラテン語版も執筆される。しかしどちらもバロの存命中に出版されることはなかった。彼の死後、1703年になりようやく、メキシコ出身のフランシスコ会宣教師ピューネラ *Pedro de la Pinuela*, 1650-1704の編集により広州で出版された。この1703年という出版年により、『中国語官話文法』は世界で初めて出版された中国語文法書という栄誉を担うこととなる。

この1703年版『中国語官話文法』は、カスティリャ語で書かれ、中国語の例文に漢字表記はなく、ローマ字表記のみである。序文及び全16章からなる。序文はバロではなく、編集者ピューネラの手によるものとされる。ほかにグレモナ *Basilio Brollo de Glemona* による「聴解神父の

ための解罪の手引き」がついている。こちらはラテン語で書かれる。中国語の例文は漢字表記のないローマ字表記のみ。この1703年版には、2つの第2版が存在することが知られている。1つは1790(1793)年に印刷されたもので、もう1つが1835年にナポリで印刷された、今回紹介する『初學簡徑』である。

1682年及び1684年のバロのオリジナルの稿本はもとより、1703年版、1790年版、1835年版全てが貴重書であり、長らく容易に目にすることはできなかった。しかし2000年に1703年版が出版され、ようやく研究の機会が得られるようになった。更に今回、1835年のナポリ版『初學簡徑』のコピーの1部を閲覧する機会を得たため、ここにその内容の一端を紹介したいと思う。比較にはCoblin/Levi2000を用いる。

1. 翻訳者グレモナ

表紙及び2頁目は漢字で書かれている。

表紙：“初學簡徑 天主降生一千八百三十五年 納玻璃石板印”

2頁目：“譯並增，心之數人，從斯巴泥言，所父著，然自為東洋聖教操此漢文之規，乃克賴毛納□老”

おおよその意味は、「『初學簡徑』1835年ナポリ出版 訳並びに増補は、心ある数人、スペイン語から訳したのは、東洋に布教し中国語の規則を知る、グレモナ神父」となるうか。

3頁目はラテン語で書かれる。

3頁目：Grammatica linguae Sinensis auctoribus PP.Varo, et De Gremona ex Hispanico in Latinum idioma translata, et aucta IHS Neapoli 1835 Lithographice impressa

「中国語文法 著者バロとグレモナ スペイン語からラテン語へ翻訳し増補する ナポリ1835年出版」

表紙にある『初學簡徑』という書名は原本にはなく、1835年の出版時につけられたものと考えられる。2頁の中国語文は、意味がはっきりとしない部分もあるが、グレモナによるラテン語訳をもとに、数名の人物が翻訳及び増補に携わったと読めるのではないだろうか。

イタリア出身のフランシスコ会宣教師グレモナ Basilio Brollo de Glemona, 1648-1704 は、1684年来華後、主に陝西省で布教活動を行った。1704年に死去。中国名は葉宗賢。多くの著書を残した人物として知られる。彼の中国語・ラテン語辞書は稿本としてヨーロッパに流布し、1813年にフランスの学者ド・ギニューにより改訂版が出版された。

グレモナと『中国語官話文法』の関係はこれまで、『中国語官話文法』に付けられた「聴解神父のための解罪の手引き」を書いた人物として認識されてきたが、彼は『中国語官話文法』の

ラテン語訳も行ったのかもしれない。そしてこの 1835 年ナポリ版『初學簡徑』は、グレモナのラテン語訳をもとに、数名の人物が増補・編集を行った後、出版されたものと思われる。

2. 構成

『初學簡徑』の本文はラテン語で書かれ、中国語の例文はローマ字表記と漢字が併記される。現在入手しているコピーは 1~3 頁及び 8~112 頁までであり、4~7 頁と 112 頁以降は確認できていない。第 1 章から第 8 章までの章題は 1703 年版『中国語官話文法』とほぼ同じである。

序文 4~10 頁

第 1 章 中国人の話す口語についてのいくつかの注意点 11~14 頁

第 2 章 アクセント 15~19 頁

第 3 章 名詞と代名詞 20~32 頁

第 4 章 実名詞、形容詞、比較級、最上級 33~37 頁

第 5 章 動詞派生名詞、抽象名詞、示小名詞、反復、職業、性 38~44 頁

第 6 章 原基形代名詞、派生形代名詞、指示代名詞、関係代名詞、相互代名詞 45~50 頁

第 7 章 間投詞、接続詞、否定、疑問、条件 51~64 頁

第 8 章 動詞及び能動態動詞の統語論 65~112 頁

3. 概要

現在入手している『初學簡徑』は活字ではなく手書きの字体を用い、かつ印刷も不鮮明なため、判別不可能な個所が多い。今回は判別できた部分のみ取り上げる。

まず序文には、マテオ・リッチやバロなどの先駆者の功績を讃える記述が見える。これは『中国語官話文法』には見られない。この序文は恐らく 1835 年の出版の際に、新たに書かれたものであろう。全文が解読できれば、翻訳者、改訂者及び出版の経緯などについて分かるのかもしれない。

第 1 章から第 7 章までの本文は、『中国語官話文法』とよく似ているが、省略された部分が多く、要約のような印象を受ける。中国語の例文も多くは、変更・削除・増補されている。その 1 例として、まず第 4 章の比較級と最上級を取り上げる。次に『中国語官話文法』と大きく異なるのが、第 7 章の間投詞、及び第 8 章である。これらは『初學簡徑』の特徴を示すものと考えられるため、以下にその概要を示す。

3. 1. 第4章 比較級、最上級

3. 1. 1. 比較級

「名詞の比較級はいくつかの小辞の助けによって形成される。それらの小辞の様々な用法を規則によってまとめるのは非常に難しい。ゆえに例によって説明する。比較によく用いられる小辞“更”は、常に名詞の原級の前に置かれる。例：“伯多祿更好比保祿”。“寧”は書物にのみ用いられ、会話に用いられる“寧可”とは異なる。使用の注意として、この2つの小辞は動詞につく。このとき、ラテン語の比較に使用される小辞 *potius quam*、*magis quam* 「…よりむしろ」などに相当する小辞“比”もまた用いられる。例：“我要寧死比犯罪”。つまりごく稀に、中国語の書物にも比較に使用される小辞が見られる。」

比較すると、基本的に『中国語官話文法』に基づいて書かれているが、かなり省略されている。一方、『初學簡徑』にあつて『中国語官話文法』にないのが“比”である。“比”については4. 2. 1. で取り上げる。

3. 1. 2. 最上級

「最上級を形成する小辞は1種類ではない。あるものは前に置かれ、あるものは後に置かれる。またあるものは前にも後にも置くことができる。

1. 常に前に置かれるものに“狠”と“太”がある。これらは会話でよく用いられる。また“至”と“極”は書物によく用いられる。例：“太小”。
2. 後に置かれる小辞に“不過”、“的狠”、“太真”がある。例：“妙不過”。
3. 前にも後にも置かれる小辞に“至極”がある。前に置かれるときは“極”を省略する。後に置かれるときは省略しない。例：“至好”、“好至極”。
4. 上述の様式以外に、形容詞の原級を2度繰り返した後、小辞“的”を置くと、名詞の最上級が形成される。例：“聖聖的”。

比較級と同じく、基本的に『中国語官話文法』に基づいているものの、その多くが省略されている。一方、『初學簡徑』にあつて『中国語官話文法』にないのが“狠”、“太真”、“至極”である。“狠”については4. 2. 4. で取り上げる。

3. 2. 第7章 間投詞

間投詞として、次の語彙が挙げられている。

「“嗚呼”、“噯”、“可憐”、“噫嘻”、“呀”、“呵呵”、“咬咬”、“哇”、“吟吟”、“唻唻”、“嗤嗤”」

『中国語官話文法』の間投詞は、“嗟”、“嗟呼”の2つであるが、そのいずれも採用されていない。間投詞は『中国語官話文法』と全く異なっていると言える。

3. 3. 第8章 動詞

I. 序文

I. は第8章の序文にあたる。中国語の動詞には、能動態、受動態、非人称の3種が認められること、などが書かれている。印刷が不鮮明なため、翻訳をここに掲載することはできないが、『中国語官話文法』には見えない非人称という言葉もあり、全く別ものである可能性が高い。

II. 単純動詞と複合動詞

II. は、単純動詞と複合動詞について書かれている。「動詞には単純と複合がある。単純とは“聽”、“看”、“嘗”、“聞”など1つの音のもの。複合とは“尋見”、“忿怒”、“可憐”、“奇見”など、単純を組み合わせたもの。」

また現在では動詞+方向補語と考えられる、複合動詞についての記述が大部分を占める。「“出來”、“出去”、“進來”、“進去”など、“來”と“去”から形成される動詞が多くある。“開”や“下”による複合も多い。これらの動詞はラテン語の前置詞に等しい。“帶來”、“帶去”の“來”はラテン語のad「…へ」に、“去”はex「…から」に等しい。“擠出來”、“打出去”の“出來”と“出去”は同じ意味であるが、“出來”は話し手に近づく動作を述べ、“出去”は話し手から遠ざかる動きを加える。“領進去”、“帶進去”の“進來”と“進去”はin「…に」やintra「…の内へ」に等しい。“進來”は遠ざからない動作を述べ、“進去”は遠ざかる動きを意味する。“放下”の“下”はde「…から下へ」に等しく、“復修”の“復”は副詞re「また」に等しい。」

『中国語官話文法』第8章に、このような単純動詞と複合動詞に関する節はなく、序文の後には、“是”など存在動詞に関する節がある。『初學簡徑』には存在動詞に関する節はなく、代わりにこの単純動詞と複合動詞に関する節が加えられたように見える。

III. 動詞の時制

III. は時制について書かれている。

「動詞には時制や法はないが、いくつかの小辞によって異なる時制や法を表す。過去や未来を表す小辞がない場合は、現在である。また先行詞や推論から容易に理解できる。現在には“如今”や“今日”などの副詞を加える習慣がある。例：“我如今要愛天主”、“今日要聽講道理”。小辞“時”、“那時”は未完了過去を示す。例：“那時我行船到大西洋看見好多口魚”、“我在

中國時想西洋人都是聖人”。小辞“了”は過去を示す。例：“你做了會長所吩咐的事情麼？”。“了”は時に大過去を示す。例：“我行了三天路後接了你的書信”。小辞“將”は未来を示す。例：“良善者乃真福為其將得安土也”。時を示す副詞が加えられる場合もある。例：“明日你來”。

比較すると、まず『初學簡徑』と『中国語官話文法』は時制の数が異なる。『初學簡徑』は、現在、未完了過去、過去、大過去、未来の5つだが、『中国語官話文法』は、現在、未完了過去、過去、大過去、未来、未来完了の6つである。

次に各時制を示す小辞に違いがある。

- ・未完了過去を示す小辞として、『初學簡徑』は“時”、“那時”の2つを挙げるが、『中国語官話文法』は“時”、“纔”、“方”の3つを挙げる。

- ・過去を示す小辞はどちらも“了”を挙げるが、『中国語官話文法』は“了”以外に“已”も挙げる。

- ・大過去には『初學簡徑』は過去と同じ“了”を挙げるが、『中国語官話文法』は“完了”、“過了”の2つを挙げる。

- ・未来にはどちらも“將”を挙げるが、『中国語官話文法』は“將”以外に“會”も挙げる。

3つ目に、例文は全て書き換えられるか、全く別なものに変更されている。

書き換えられたもの：“我如今愛天主”（『中国語官話文法』8章）→“我如今要愛天主”

“我明日去”（同8章）→“明日你來”

この2つ以外は全て、『中国語官話文法』にはない例文である。

以上の3点から見て、この時制に関する節は、『中国語官話文法』とは異なるものであると言えるだろう。

IV. 動詞の法

IV. は直説法、命令法、希求法、接続法、不定法、動名詞、目的分詞、分詞に関する節である。

まず直説法及び命令法とその例。

「法は小辞や話し方から区別される。直説法を示す小辞はなく、文脈や話し方からわかる。

例：“若你們要當聰明人、該殷勤勞口”。命令法は話し方や同じ動詞の繰り返しからわかる。

例：“伯多祿來”、“如今你去”、“吃吃”、“來來”。命令法禁止は、第7章に示した禁止を表す小辞を用いる。最も一般的なのが“不要”である。例：“你不要吃”、“你不要懶惰讀書”。

すでに知られた話である場合、動詞は繰り返されない。例えばある人があなたに“你要吃不吃？”と尋ねたとき、あなたは“不要，不要”と“吃”を省略して答えなければならない。また動詞

を2回繰り返したものに、小辞“罷”が加えられる。例：“吃罷吃罷”。

命令法の作り方として、“吃吃”、“來來”のような動詞の繰り返しや、“吃罷吃罷”のような動詞の繰り返しに“罷”を加える、といった説明がなされるが、これらは『中国語官話文法』にはないものである。またその他の例文も、“你不要吃”以外は全て異なる。

次に希求法、接続法及び不定法とその例。

「希求法と接続法に特徴的な小辞はない。熱望を意味する動詞を用いるか、時間副詞によって区別される。小辞“巴不得”は *utinam* 「あらんことを」であり、希求法を形成する。例：“巴不得我能夠相幫一總人”。激しい願望の例：“天主給與我愛你”。接続法は“若”、“幾時”、“為”によって形成される。例：“我來了，為同你去”。不定動詞には常に他の動詞が先行しなければならない。例：“我要喝”。」例文は全て『中国語官話文法』と異なる。

最後に動名詞、目的分詞、分詞とその例。

「動名詞の属格は小辞“的”を動詞の後に置き、“的”の後に他の小辞を置いて形成される。動名詞の与格または奪格は小辞“為”を動詞の前に置いて形成される。動名詞の対格は小辞をもたない。例：“愛的緣故”、“去為看”、“恆心在勞苦”。目的分詞は動詞1つである。例：“愛”。分詞は時と格をもち、小辞によって形成される。第6章の関係代名詞で述べたいいくつかの小辞を後に置く。現在分詞の例：“愛者”、“愛的人”。未来分詞は“若要”や“將”を前に置く。例：“凡要愛者”。分詞はまた屈折する。」動名詞の例文が異なる。

以上IVは、基本的に『中国語官話文法』を参考としながら、例文の多くを変更し、新たな解説を加えて書き直したものと考えられる。

能動態動詞の統語論

『中国語官話文法』では、統語論は第11章にまとめられ、その第1節に能動態動詞の統語論がある。『初學簡徑』の第8章以降は入手できていないため、統語論の章が別にあるのか定かではないが、この『初學簡徑』第8章には、本来はない、能動態動詞の統語論が付加されている。またその内容も以下に示すように、『中国語官話文法』の能動態動詞の統語論とは、全く異なるものである。

I. 能動態動詞の一覧表

「能動態動詞は、行為者と受け手の間に位置する。例：“我愛德行”。以下の動詞は対格を支配する。」この説明に続き、能動態動詞の一覧表が31頁に渡って掲載されている。総項目数は261。様式は「*Agere* “做” = “行”、…*Bibere* “飲” vel “喝”、…*Manducare* “食” vel “吃”、…」

のように、まずラテン語があり、それに対応する中国語がローマ字と漢字で表記される。このような動詞の一覧表は『中国語官話文法』には存在しない。以下Ⅱ～Ⅴの節も、『中国語官話文法』には存在しない節である。

Ⅱ. 前置詞“同”と動詞

前置詞“同”と共に用いる動詞と、その例文が挙げられる。

動詞：「“商議”、“相合”、“相對”、“打賭”、“打戰”、“交朋友”、“結親”、“打伙伴”、“打官司”、“說話”、“講話”、“下棋”、“賭錢”、“交戰”、“爭吵”」

例文：「“做一總事情先該同口人商議”、“不可同不好人交朋友”、“同有能力的人打官司容易輸”、“同長者講話該當有禮貌有恭敬”」

Ⅲ. 訴える、罰する、赦すを表す動詞

訴える、罰する、赦すを表す動詞と例文が挙げられる。

動詞：「“告”、“罰”、“赦”、“寬赦”」

例文：「“我告你偷盜”、“審官罰賊三十板”、“王子赦犯人砍頭”」

Ⅳ. 売買などを表す動詞

売買などを表す動詞と例文が挙げられる。

動詞：「“估”、“僱”、“租”、“買”、“贖”、“贖回來”、“賣”」

例文：「“某人五十個銀錢買了一匹馬”、“買了十畝田地四百兩銀子”、“賣了五斗麥子十個花錢”、“贖了他的鐘標八個銀錢”、“救世主以他的口血贖了我們自魔鬼的權柄”、“我租與你房子三十個銀錢”、“我租衣服自你”、“我租你的衣服”」

Ⅴ. いくつかの動詞

Ⅱ～Ⅳ同様、いくつかの動詞と例文が挙げられる。解説は読み取れない。授受を表す動詞かと推測される。

動詞：「“託付”、“借”、“相通”、“讓”、“許”、“給”、“該”、“教”、“教導”、“送”、“教養”、“鮮明”、“指引”、“問”、“嫉妒”、“請”、“告訴”、“吩咐”、

“還”、“鮮説”、“歸與”、“許願”」

例文:「“我給你三個果子”、“全能歸與天主聖父”、“你借與我三個麵頭”、“我該你一瓶酒”、“我交與三本書”」

以上第8章を中心に『初學簡徑』の一部を考察してみたが、『初學簡徑』が『中国語官話文法』の忠実なラテン語訳ではなく、大きく改訂された版であることがわかった。次に、いくつかの語彙を中心に『初學簡徑』の特徴を考えてみたい。

4. 『初學簡徑』のことは

『初學簡徑』の例文の中から、『中国語官話文法』とは異なるものをいくつかを取り上げ、本書の特徴の一端を考察してみたい。なお、中国語の例文の後に記した日本語訳は、例文に付されたラテン語訳を日本語に訳したものである。

4. 1. 書き言葉の削除

『中国語官話文法』のいくつかの語彙には、「これは書き言葉である」、「会話ではあまり用いられない」などのコメントが付いている。『初學簡徑』からは、このようなコメント付きの語彙と例文がいくつか削除されている。以下『初學簡徑』には見えない『中国語官話文法』の語彙と例文をいくつか挙げる。

- ・“以”：“這米是以養窮者”（『中国語官話文法』3章）
- ・“之”：“天主之子”（同3章）
- ・“哉”：“妙哉救世弘恩”（同3章）
- ・“吾”：“吾主”、“吾天主”（同3章）
- ・“此”：“此禮”、“行如此何得升天”（同6章）
- ・“且”：“且看人在茲”（同6章）
- ・“其”：“做主人該教導其下的人聖教要理”（同6章）

イエズス会を中心としたカトリックの宣教団は、中国の支配者層に狙いを定め、宣教活動を行っていた。彼らとの付き合いや会話には、文語の習得が必須である。イエズス会宣教師プレマール Premare, 1666-1736 の書いた中国語文法書 *Notitia linguae Sinicae* (1720) (以下『漢語札記』) も口語より書き言葉に重点が置かれている。バロも『中国語官話文法』第1章で、宣教師が説教に使うことばは、口語と書き言葉の混交体が最もふさわしいと述べており、書中には多くの

書き言葉が見られる。時代が下り 19 世紀になると、プロテスタントが宣教の中心となる。彼らは支配者層よりも一般大衆への布教に重きを置き、中国語学習も書き言葉から口語へとその重点が移っていったであろう。ナポリの文華書院はイエズス会の学校ではあるが、時世の流れにより書き言葉を敬遠しつつあったのかもしれない。或いは文華書院で学んでいた中国人の目には、『中国語官話文法』の中国語はあまりにも古臭く映ったのかもしれない。いづれにせよ、『初學簡徑』では文語の色合いが若干薄められているように感じられる。

4. 2. 新しいことば

新しい語彙の増補、または古い語彙から新しい語彙への変更と考えられる例がいくつか見られる。以下にその例を挙げる。

4. 2. 1. “比”

- 1) “伯多祿更好比保祿”「ペトロはパウロより良い」(『初學簡徑』4章)
- 2) “我要寧死比犯罪”「罪を犯すよりは、死んだほうがましだ」(同4章)

3. 1. 1. でも述べたように、『中国語官話文法』に比較を示す“比”は見えない。その理由としては、時代性と地域性が考えられる。“比”を比較文に用いるようになったのは、清代以降のこととされる。バロが中国に滞在した明末清初には、彼の住む南方にはまだ“比”が普及していなかったのかもしれない。『中国語官話文法』と同じ清代でも、より後に書かれたプレマールの『漢語札記』には“比”が見える。

しかし『初學簡徑』の例文は2例とも奇妙な中国語だと言わざるを得ない。“比”をよく知らない人間が書いたものであろうか。これならば、もとになった『中国語官話文法』の例文の方が、わかりやすい。

- ・“你更好”(『中国語官話文法』4章)
- ・“Petolo 不如 Johan 好”(同4章)
- ・“寧可死不敢犯罪”(同4章)

4. 2. 2. “該” → “該當”

『初學簡徑』には、『中国語官話文法』の例文中の“該”を“該當”に変更した例文がいくつか見られる。

- 1) “你該愛天主”(『中国語官話文法』3章) → “你該當愛天主”「あなたは神を愛すべきだ」(『初學簡徑』3章)

2) “奉教人常常該照顧其靈魂”(『中国語官話文法』5章) → “奉教人常常該當救靈魂”「キリスト教徒は常に自身の魂の世話をすべきだ」(『初學簡徑』5章)

3) “士、農、工、商、無一人不該奉天主聖教”(『中国語官話文法』5章) → “士、農、工、商、無一人不該當奉天主聖教”「神の教えを尊重すべきことを免ぜられる人はだれもない」(『初學簡徑』5章)

一般的に1音節より2音節の方が、より口語的だと言える。“該”から“該當”への変更は、より口語的な語彙への変更と言えるかもしれない。『初學簡徑』には、このほかにも“該當”を用いた例文がいくつか見られる。

4) “你該當與我這個書”「君は私にこの本を与えるべきだ」(『初學簡徑』3章)

5) “我們該當愛天主及聖母”「我々は神と聖母を愛すべきだ」(同3章)

6) “同長者講話該當有禮貌有恭敬”「修道院長と話すときは上品で恭しくふるまう」(同8章)

4. 2. 3. “給”

1) “天主給與我們這個東西”「神は我々にこれを委ねる」(『初學簡徑』3章)

2) “天主給與我愛你”「神よ、われになんじを愛させたまえ」(同8章)

3) “我給你三個果子”「私は君に3つの果物を与える」(同8章)

“給”も清代の資料に見える新しい語彙であり、尚且つ北方語に特有の語彙である。『中国語官話文法』に“給”が見えないのは、明末清初という時代性と、『中国語官話文法』の中国語が南京官話に基づくためであろう。

3)は『中国語官話文法』にない例文であるが、1)と2)は“賜”を“給”に改めたものである。

・“Patele 賜與我們其一位 Filio”(『中国語官話文法』3章) → “天主給與我們這個東西”

・“天主賜與我愛你”(『中国語官話文法』8章) → “天主給與我愛你”

或いは“賜”が書き言葉であると感じ、より口語的な“給”に改めたのかもしれない。我々から見れば、“賜與”の方が中国語としてふさわしく思われるが。

4. 2. 4. “狠”

3. 1. 2. で見たように、『初學簡徑』第4章最上級には、最上級を表す小辞として、“狠”が挙げられている。例文がないためはっきりしたことは言えないが、恐らく、いまでは“狠”と書かれる副詞を指すものと思われる。“狠”も“給”同様、清代の資料に見える新しい語彙であり、尚且つ北方語に特有の語彙である。『中国語官話文法』に“狠”または“狠”が見えない

のも、同じ理由であろう。

4. 3. そのほかのことば

- 1) “我們喜歡羅瑪”「ローマは我々に好かれている」(『初學簡徑』3章)
- 2) “我不去羅瑪”「私はローマに行かない」(同7章)
- 3) “我要見教皇”「私は教皇に会いたい」(同3章)
- 4) “天主的聖母”「神の聖母」(同3章)
- 5) “我們該當愛天主及聖母”「我々は神と聖母を愛すべきだ」(同3章)
- 6) “那時我行船到大西洋看見好多口魚”「我々がヨーロッパへ航海したとき、私は多くの海の怪物どもを見た」(同8章)
- 7) “我在中國時想西洋人都是聖人”「私は中国にいたとき、ヨーロッパ人は皆聖人だと思っていた」(同8章)

『中国語官話文法』に“羅瑪”、“教皇”、“聖母”、“大西洋”、“西洋人”という語彙は見えない。これらの語彙が選ばれた理由は様々であろう。“羅瑪”についてはイタリアという土地柄が、“教皇”、“聖母”については信仰上の理由が関係しているだろう。

また“大西洋”、“西洋人”を含む例文は、文華書院に来ていた中国人が話したことばをもとに作られた例文である可能性が高い。これ以外にも、第8章には“你做了會長所吩咐的事情麼”「修道院長が君に命じたことを、やりましたか」(同8章)など、修道士たちの日常生活から生まれたと思われる例文もある。あるいは第8章には、彼ら中国人修道士の手が多く加わっているのかもしれない。

このほか“王子”を「王」の意味で使う例文もある。書き手の方言と関わりがあるのかもしれない。

- 8) “中國福建城裡的王子”「中国福建の都市の王」(同3章)
- 9) “王子愛民，民愛王子”「王と臣下は互いに愛しあっている」(同6章)
- 10) “王子赦犯人砍頭”「王は罪人の命を釈放する」(同8章)

5. 小結

今回の調査で、『初學簡徑』は1703年版『中国語官話文法』とは異なる点が多いことがわかった。恐らく『中国語官話文法』のラテン語版の忠実な再版ではなく、その改訂版と言えるだろう。また『初學簡徑』がもとにしたラテン語版は、1684年のバロのオリジナルの稿本ではなく、グレモナによるラテン語訳本である可能性が示唆された。

内容に関しては、一部を取り上げたに過ぎないが、主に第8章に新たな記述が確認できた。動詞の後につく“來”と“去”が、話し手に近づいたり話し手から遠ざかる動作の向きを表すことや、命令文に動詞の重ね型が用いられるなどという記述は、いまにも通じる文法事項であろう。また語彙面では書面語が若干減らされ、“比”、“給”、“狠”など清代に広まったと考えられることばが新たに採用されていた。

バロの『中国語官話文法』は1682年に執筆されて以来、様々な人の手を経て、ナポリの文華書院にたどり着いたものと思われる。今回確認できた改訂部分のすべてが、1835年の再版の際に行われたとも限らない。バロのオリジナルの稿本やグレモナのラテン語訳本など、新たな資料が閲覧可能となったとき、その変遷史が徐々に解明されるであろう。

それにしても『中国語官話文法』は、執筆から153年たっても、中国語の教科書として使用価値があったということから、いかに優れて使いやすい文法書であったかがわかる。またこの文法書に関わった人物を見れば、極めて広範囲にわたって愛読されていたこともわかる。執筆者であるバロはドミニコ会士であるが、1703年版の編集者であるピニューエラと、「聴解神父のための解罪の手引き」を書き、ラテン語訳も行ったと考えられるグレモナはフランシスコ会士であり、1835年に『初學簡徑』として出版したのはイエズス会である。各カトリック会派は、中国布教において典札問題を引き起こすなど敵対関係にあったものと思われる。しかし宣教師個人としては、互いに助け合うこともあっただろう。特に彼らにとって必須となる、中国語習得のための優れた教科書となれば、みなが競ってほしがったことだろう。後に執筆されたイエズス会士プレマールの『漢語札記』が、100年近く人目に触れることなく図書館で眠り続けたことに比べれば、幸運な書であったと言えるかもしれない。

今後、未読部分の資料が入手できれば、引き続き『初學簡徑』の全訳につとめたい。

『或問』投稿規定

- 投稿資格は、近代東西言語文化接触研究会会員（入会は内田、又は沈まで）。
- 投稿論文は、原則として未公開の完全原稿とし、電子テキストとプリントアウトの両方を提出する。原稿は返却しない。
- 執筆者による校正は、二校までとする。
- 投稿論文は、本誌掲載後、他の論文集等の出版物への投稿を妨げない。
- 原稿作成に当たって、『或問』「執筆要領」を厳守する。
- 原稿料は支払わないが、雑誌を格安価格で提供する。

『或問』執筆要領

1. 使用言語は、日本語、英語、中国語とする。
2. 字数は、16,000字（400字詰め原稿用紙40枚）までとする。
3. 簡単な要旨（原稿と異なる言語による）を付する。
4. 投稿は、所定のフォーマットを用い、表などは極力避ける。フォーマットは、沈国威までご連絡ください。
5. テンプレートを使用しない場合、テキストファイルの形で提出する。
6. 論文中に中国語などを混在させる場合、Windows は、微軟 Pinyin2.0（簡体字）、微軟新注音（繁体字）を用いること。
7. 注は、文末注を用い、文章の行中に（注1）のように番号を付ける。
8. 参考文献は、下記の体裁で文末注の後に付ける。

（単行本）

或問太郎 『西学東漸の研究』、大阪：しずみ書房、2000年10-20頁

Bennett, Adrian A. *John Fryer: The Introduction of Western Science and Technology into Nineteenth-century China*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press 1967.

（論文）

或問花子 「東学西漸の研究」、『或問』第1号、2000年2-15頁

Fryer, John. "Scientific Terminology: Present Discrepancies and Means of Securing Uniformity." *Records of the General Conference of the Protestant Missionaries of China Held at Shanghai, May 7-20, 1890*, pp. 531-549.

9. 本文や注の中で、文献に言及するときには、或問太郎（2000:2-15）のように指示する。同一著者による同年の論著は、2000a、2000bのように区別する。

内田慶市 (keiuchid@pp.iij4u.or.jp)

沈 国威 (shkky@kansai-u.ac.jp)